

千葉県耐震改修促進計画

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

策定年月 平成19年3月

(一部改定 平成26年3月)

(一部改定 平成27年3月)

目次

はじめに	3
第1 計画策定の趣旨	4
第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
(1) 想定される地震の規模等	5
(2) 被害の特徴	5
(3) 被害の概要	6
2 耐震化の現状	8
(1) 既存建築物棟数	8
(2) 耐震化の現状	8
3 耐震改修等の目標の設定	10
(1) 公共建築物	10
(2) 民間建築物	11
4 公共建築物の耐震化の情報開示	12
第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	13
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	13
3 重点的に耐震化すべき区域	14
4 法第5条第3項第3号で規定する道路に関する事項	14
5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	14
(1) エレベーターの閉じ込め対策	14
(2) 各種落下物対策	14
(3) ブロック塀対策の推進	15
6 特定優良賃貸住宅の空家の活用	15
7 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修	15
8 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	15
9 耐震化の状況把握	16
第4 啓発及び知識の普及	17
1 地震ハザードマップの作成・公表	17
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	17
(1) 耐震相談窓口の設置	17
(2) 防災査察等の活用	18

(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	18
3 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等	19
(1) パンフレットの作成・配布等	19
(2) 耐震相談会の実施	20
(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会の実施	20
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	21
5 家具の転倒防止策の推進	21
6 自治会等との連携に関する事項	21
7 優良な耐震改修建築物の表彰	22
第5 所管行政庁との連携	23
1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施	23
(1) 優先的に指導等を行う建築物の選定方針及び公表	23
(2) 公表方法	24
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	24
(1) 命令等の実施の方法、考え方	24
第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	25
1 市町村が定める耐震改修促進計画	25
2 関連団体との連携	26
(1) 千葉県建築防災連絡協議会	26
(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会	26
(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議	26
(4) 千葉県耐震判定協議会	26
3 その他	27
別図・別表	28
別表1 法第5条第3項第1号で規定する大規模な地震が発生した場合に においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震 診断の結果の報告の期限	28
別図1 法第5条第3項第3号で規定する道路	32

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

千葉県においても、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定し、既存建築物の耐震改修等を含む、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

しかし、平成16年10月に新潟県中越地震の発生、平成17年3月には大地震の発生の可能性の低いとされる福岡県において福岡県西方沖地震が発生するとともに、東海地震及び首都直下地震等、本県にも甚大な被害をもたらす大地震が切迫していると指摘されているところです。

このため、国は、建築物の耐震改修等については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、地震による人的被害や経済的被害額を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成17年に一部改正をし、地方公共団体は計画的な耐震化の推進のために耐震改修促進計画を定めることとしています。

このようなことから、本耐震改修促進計画を定め、県、市町村及び県民等が連携を図り、本県における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強い県づくりを進めます。

第1 計画策定の趣旨

千葉県耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定するものです。

耐震改修促進計画の策定は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、平成27年度を目標に、今後10年間に、県有建築物、市町村有建築物、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。

県は、本耐震改修促進計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。

なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

千葉県地域防災計画（平成14年度版）においては、海溝型地震3ケースと直下型地震4ケースの、あわせて7ケースを想定しています。

ア 海溝型地震

海溝型地震については、実際過去に発生し、千葉県に大きな被害をもたらした元禄地震（マグニチュード8.2）及び関東地震（マグニチュード7.9）と、発生が危惧されている東海地震（マグニチュード8.0）の3つの地震を想定しています。

イ 直下型地震

・直下型地震の想定震源地としては、県北西部、県北東部、県西部、県中央部の4ケースを考え、地震の規模はマグニチュード7.2、震源の深さは20キロメートルと想定しています。

(2) 被害の特徴

ア 地震動

海溝型地震の場合は、元禄地震のケースでは県域のほとんどが震度6弱以上になります。関東地震のケースでは県南辺部、東京湾岸、印旛・手賀沼周辺、利根川沿いの低地及び九十九里平野南部等で震度6弱以上となり、それ以外の地域ではほぼ震度5強となります。東海地震のケースでは、震度6弱となる地域はほとんどなく、ほぼ全域が震度5強となり、銚子付近で震度4になります。

直下型地震の場合は、震央から半径30キロメートル以内の低地及び震央から20キロメートル以内の台地で震度6弱以上となる場合があり、それ以外の地域ではほぼ震度5弱となります。

イ 液状化

液状化については、東京湾岸の埋立地、印旛沼、手賀沼周辺の低地、利根川、江戸川、養老川、小櫃川、小糸川等に沿った低地で特に液状化の危険性が高く、直下型地震では、これらに加え震央に近い場合は利根川沿いの低地や九十九里南部の河川沿いの低地において危険度が高くなります。

ウ 斜面崩壊

斜面崩壊について、県南部の房総丘陵は表層地盤が安定しているため崩壊の危険性は少ないですが、下総台地の縁辺部や房総丘陵の北部での斜面崩壊の危険性が高いです。

直下型地震の場合、1,400から6,900箇所の崩壊が発生し、特に県中央部直下を震源とした場合には、下総台地縁辺部等に多くの斜面崩壊が発生します。

関東地震、元禄地震を想定した場合は、県内で約10,000件前後の斜面崩壊が発生すると予測され、県南部の房総丘陵でも多くの斜面崩壊が発生すると見込まれます。

(3) 被害の概要

ア 海溝型地震の人的被害、建物被害

表-1 海溝型地震の被害の概要

想定地震	元禄地震	関東地震	東海地震
(1) 人的被害			
ア 死者	10,100 人	4,800 人	300 人
イ 負傷者	15,100 人	8,500 人	400 人
(2) 木造建築物の被害			
ア 全壊	28,300 棟	23,900 棟	1,400 棟
イ 半壊	150,300 棟	121,600 棟	6,700 棟
(3) 建物焼失数	48,400 棟	28,000 棟	--

(元禄地震ケース)

※鉄筋コンクリート造については、1,400 棟の大破が想定されます。

※鉄骨造については、5,100 棟の大破が想定されます。

イ 直下型地震の人的被害、建物被害

表-2 直下型地震の被害の概要

想定震源域	県北西部	県北東部	県西部	県中央部
(1) 人的被害				
ア 死者	3,400 人	3,700 人	6,500 人	7,300 人
イ 負傷者	5,900 人	6,500 人	11,400 人	12,900 人
(2) 木造建築物の被害				
ア 全壊	8,500 棟	7,600 棟	15,300 棟	18,000 棟
イ 半壊	20,000 棟	21,000 棟	35,300 棟	45,600 棟
(3) 建物焼失数	39,700 棟	43,300 棟	79,900 棟	87,300 棟

(元禄地震ケース)

※鉄筋コンクリート造については、県中央部のケースで 1,800 棟の大破が想定されます。

※鉄骨造については、県中央部のケースで 3,300 棟の大破が想定されます。

ウ その他の被害

表-3 その他の被害の概要

想定震源	直下型地震 (県北西部ケース)	直下型地震 (県中央部ケース)	海溝型地震 (元禄地震)
(1) 窓ガラス等の落下	12,800 棟	—	16,100 棟
(2) ブロック塀被害	—	100,600 件	129,600 件
(3) 石塀被害	—	25,600 件	30,300 件

2 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数

千葉県内の建築物総数は、平成18年6月時点で約220万3千棟です。

昭和56年以前の既存建築物は、約109万5千棟で、このうち県及び市町村所有の公共建築物は、約1万6千棟、民間建築物は約107万9千棟です。構造別では、木造建築物が、約90万2千棟、非木造建築物が約19万3千棟です。

表-4 既存建築物棟数

(平成18年6月現在)

区分	総数	うち昭和56年以前		
			木造	非木造
公共建築物	28,535 棟	16,376 棟	3,188 棟	13,188 棟
県有	9,378 棟	6,529 棟	958 棟	5,571 棟
市町村有	19,157 棟	9,847 棟	2,230 棟	7,617 棟
民間建築物	約 2,174,300 棟	約 1,078,600 棟	約 899,000 棟	約 179,600 棟
合計	約 2,202,800 棟	約 1,095,000 棟	約 902,200 棟	約 192,800 棟

(2) 耐震化の現状

ア 住宅・多数の者が利用する建築物の現状

(ア) 住宅 (平成15年住宅・土地統計調査による。)

平成15年における住宅数は、約219万戸(木造戸建住宅:約116万戸、共同住宅その他の住宅:約103万戸)と推測されます。

その内、昭和55年以前のものは、約72万戸(木造戸建住宅:約45万戸、共同住宅その他の住宅:約27万戸)です。

住宅全体の耐震化率は、約79パーセントです。

(イ) 特定建築物

本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物とします。

多数の者が利用する建築物の耐震化目標の検証に用いる指標として本計画では特定建築物について次の式により算出することとします。

特定建築物の耐震化率＝耐震性のある特定建築物棟数／県内全ての特定建築物棟数

平成18年における特定建築物の棟数は、県有建築物が1,591棟、市町村有建築物が4,366棟、民間建築物が約12,500棟で、あわせて約18,400棟です。

その内、昭和56年以前のは、県有建築物が1,103棟、市町村有建築物が2,630棟、民間建築物が約4,600棟で、あわせて約8,300棟です。

特定建築物全体の耐震化率は、約82パーセントで、県有建築物が約72パーセント、市町村有建築物が約63パーセント、民間建築物が約87パーセントです。

表－5 耐震化の現状

(平成18年6月現在)

区分		総数	うち昭和56年以前	耐震化率	
総数		約2,202,800棟	約1,095,000棟		
内訳	住宅	約219万戸	約72万戸 (昭和55年以前)	約79%	
	特定建築物	県有	1,591棟	1,103棟	約72%
		市町村有	4,366棟	2,630棟	約63%
		民間	約12,500棟	約4,600棟	約87%
		合計	約18,400棟	約8,300棟	約82%
公共建築物	県有	9,378棟	6,529棟	約71%(※)	
	市町村有	19,157棟	9,847棟	約53%(※)	
	合計	28,535棟	16,376棟	約57%(※)	

(※) 対象施設は、防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・2階以上または200㎡超

3 耐震改修等の目標の設定

東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90%とします。

（1）公共建築物

庁舎、病院、学校等の公共建築物については、災害時において県及び市町村の庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

ア 県有建築物

（ア）整備方針

県有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備するものとします。特に、特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとします。

また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値（Is値）、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。

県は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定するものとし、国庫補助金の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

（イ）整備目標

特定建築物については、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

(ウ) 整備の優先度

県有建築物の整備は、建築物の耐震性等を考慮して2期に分けて対応するものとし、各期別の整備対象施設は、次のとおりとします。

なお、施設全体の配置、事業工程の状況や、当該建築物の用途、利用形態等により、整備の優先度を適用しない場合があります。

① 第1期：平成20年度まで

整備対象施設は、原則として構造耐震指標値（Is値）が著しく低く、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い建築物とします。

② 第2期：平成21年度以降

整備対象施設は、原則として構造耐震指標値（Is値）が低く、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性がある建築物とします。

(エ) 整備プログラム

県有建築物の整備は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、別途主要な県有建築物の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとしてします。

イ 市町村有建築物

市町村有建築物は、震災時においては避難場所等や応急活動拠点としての機能確保が求められることから、国庫補助金の助成制度等を活用して、耐震性の確保に積極的に取り組むべきであり、特に特定建築物については耐震診断を早期に実施し、本計画の目標を踏まえ耐震化率の目標を設定すべきです。

(2) 民間建築物

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

県及び市町村は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援するという観点から、本耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画に基づき、住宅及び建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、設定した住宅及び特定建築物の耐震化率を目指します。

4 公共建築物の耐震化の情報開示

県は、主要な県有建築物について各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在市町村名、施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値（Is 値）等）を公表するものとする。

市町村は、市町村有建築物について、各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等に関する公表方法、公表項目（所在地、施設名称、耐震診断の有無、耐震診断の結果等）を定め、その結果の公表に取り組むべきです。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

県は、県有建築物の耐震化に係る整備プログラムを策定し、耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、市町村や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅及び建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

県は、既存建築物等の耐震化を促進するため、市町村が建築物の所有者が行う耐震診断等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。

市町村は、国の基本方針及び本耐震改修促進計画を勘案して、地域の実情に十分配慮した市町村耐震改修促進計画を作成し、市町村有建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施するとともに、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震改修等を促進すべきです。

所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行うものとします。

住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

県は、市町村が行う、住宅、多数の県民が利用する建築物及び緊急輸送道路沿いの建築物等への耐震診断及び分譲マンションの居住者の耐震性への不安解消のための構造計算書等の適正確認（構造計算書の再計算を含む。）に対して、支援措置（千葉県住宅・建築物耐震関連補助事業）を講じます。また、市町村の耐震化制度の整備を促すため、「市町村耐震改修促進計画」を策定し、かつ、「地震ハザードマップ」を作成する市町村への補助を実施します。

法第5条第3項第1号で規定する、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限については、別表1によるものとします。

3 重点的に耐震化すべき区域

市町村は、市町村耐震改修促進計画を策定するにあたり、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めるべきです。

4 法第5条第3項第3号で規定する道路に関する事項

法第5条第3項第3号により規定される道路は、建築物が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するために、道路沿いに建つ建築物の耐震化を促進する道路です。

千葉県では、法第5条第3項第3号で規定する道路として、千葉県地域防災計画において、大規模な地震が起きた場合における、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として定めた道路のうち、市町村の区域を越える道路を別図1に記載します。

5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

（1）エレベーターの閉じ込め対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっています。エレベーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、特定行政庁においては、エレベーター設備に関する報告等の機会を捉えて、所有者等に対し、エレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう指導するものとします。

（2）各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多いと考えられる場所は、建築防災週間等の際に所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。県は市町村と連携し、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

6 特定優良賃貸住宅の空家の活用

住宅の耐震関連工事の内容によっては、工事期間中、当該住宅を居住の用に供することができなくなってしまうケースがあり、仮住居を円滑に確保できる見込みがないことが、耐震関連工事を実施する上で障害となってしまうことがあります。

そこで、住宅の耐震改修等の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家を一定期間賃貸することができるようにし、特定優良賃貸住宅の空家の有効活用とあわせて耐震化の促進を図るものとします。

7 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、耐震改修促進法及び独立行政法人都市再生機構法並びに基本方針に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修が実施できるものとします。

また、その実施に当たっては、区分所有による共同住宅等は合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施することができるものとします。

8 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減していくものとします。

9 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市町村は、地域の住宅及び特定建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

市町村は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し公表すべきです。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものが望ましいです。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震ハザードマップの作成についても積極的に取り組むべきです。

なお、地震ハザードマップの作成費は、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」の対象事業であるので、その積極的な活用を図り作成すべきです。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

（1）耐震相談窓口の設置

県及び市町村は、パンフレットの作成・配布や無料耐震相談会、講習会、その他種々の機会を通じて、建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法の周知や助成制度の内容や手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、広報誌、ホームページ等を通じて注意喚起を行っていきます。

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

ア 設置場所

- ・ 県土整備部都市整備局建築指導課
- ・ 県建築行政出先機関

- ・市町村の建築主務課
- ・住まい情報プラザ
- ・（社）千葉県建築士事務所協会
- ・（一社）千葉県建築士会
- ・千葉県建築家協会
- ・（一社）日本建築構造技術者協会・千葉
- ・（一社）千葉県設備設計事務所協会

イ 相談内容

① 県、市町村

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震改修促進法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の説明
- ・耐震診断及び耐震改修の標準的な費用 等

② 住まい情報プラザ

- ・耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の案内 等

③（社）千葉県建築士事務所協会、（一社）千葉県建築士会、 千葉県建築家協会、（一社）日本建築構造技術者協会・千葉、 （一社）千葉県設備設計事務所協会

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介 等

（２）防災査察等の活用

防災査察等の機会を活用して、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関する必要な情報提供を行うとともに、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

（３）所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

3 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知していく必要があります、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布等

県及び市町村は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口や市町村窓口に着目し配布をします。

さらに、相談会、講習会等の場等を活用して、広く県民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度や地震保険について情報提供していきます。

パンフレットの主な内容は以下のものとします。

- ・耐震性向上に関する注意喚起
- ・耐震改修の方法の紹介
- ・自己診断の方法
- ・金物等の補強方法

また、県は、特定建築物の所有者に対して、耐震性向上の意義を内容とするパンフレット（地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう（鉄骨造・鉄筋コンクリート造編）等）を、ダイレクトメールにより配布を行います。

啓発用パンフレット

○木造住宅関係

- ・誰でもできるわが家の耐震診断
- ・地震にそなえて わが家の耐震知識
- ・一般診断法による診断の手引き
- ・戸建住宅耐震改修工法・事例
- ・あなたの建物は安全ですか
- ・地震に備え、わが家の耐震（木造住宅編）

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造関係

- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断と耐震改修のすすめ
- ・地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう（鉄骨造・鉄筋コンクリート造編）

○その他

- ・安全な街づくりはあなたの建物から—落下物の防止対策—
- ・災害に強い街づくりのために—ブロック塀・石塀の正しい施工方法—
- ・建物もあなたと同じ健康診断

啓発用ビデオ

- ・耐震改修 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修のすすめ
- ・地震に備えて、安全な街づくり ブロック塀・石垣の正しい施工方法

(2) 耐震相談会の実施

県は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について県民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修を促すために、「わが家の耐震相談会」を市町村、建築関連団体等と連携して実施します。

なお、耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、市町村による戸別訪問、町内会の回覧板による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て実施していくものとします。

市町村は、県が実施した「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けることとすべきです。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会の実施

県は、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。

講習会は、毎年2回程度開催し、平成22年度までに延べ4,500名の技術者を養成することを目標とします。（平成7年度から講習会を実施しており、平成17年度までに延べ19回開催し、累計の受講者数は3,299名となっています。）

県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び(社)千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供し、県民等に対し耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。

表ー6 耐震診断及び耐震改修講習会の開催回数と受講者数

年度	開催回数	受講者数	構造別内訳		
			木造	R C造	S造
平成 7年度	2回	523名	294名	229名	
平成 8年度	3回	395名	216名		179名

平成 9 年度	2 回	259 名	165 名	95 名	
平成 10 年度	1 回	96 名			96 名
平成 11 年度	1 回	146 名	146 名		
平成 12 年度	1 回	159 名			159 名
平成 13 年度	1 回	134 名		134 名	
平成 14 年度	2 回	329 名	197 名	132 名	
平成 15 年度	2 回	361 名	252 名	109 名	
平成 16 年度	2 回	436 名	295 名		141 名
平成 17 年度	2 回	461 名	461 名		
計	19 回	3,299 名	2,026 名	699 名	575 名

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

県は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

5 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

県は、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

6 自治会等との連携に関する事項

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。

そこで、市町村は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図るべきです。また、県は、市町村の開催する相談会等に担当職員や建築関係団体の専門家の派遣、必要に応じたパンフレットの作成、配布等の市町村への支援を行うものとしします。

7 優良な耐震改修建築物の表彰

耐震改修を実施した建築物において、その耐震改修に係る工法等が他の既存建築物の耐震改修を促進し、かつ、地域の良好な景観形成等に寄与している優良な建築物である場合、県は、その建築物を表彰するものとしします。

第5 所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施

(1) 優先的に指導等を行う建築物の選定方針及び公表

大規模で不特定多数の者が利用する劇場、百貨店等の建築物は、特に耐震化の必要性が高く、また、震災時に応急活動の拠点となる庁舎、病院、学校等の建築物は、災害時の拠点施設の機能確保の面からも耐震化が必要とされます。

さらに、地震の際に避難上特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育所、老人ホーム等の建築物は、災害時要援護者への対応の観点からも耐震化が必要です。

各所管行政庁においても以下の内容を参考に、地域の状況に配慮して、指導等の優先度を設定することが望ましいです。

ア 優先的に指導等をする建築物の選定方針

特定建築物の中でも特に大規模な百貨店等は、利用する人の多さから震災時の影響が特に大きく、優先的に指導等をしていくものとします。また、庁舎、病院、学校等は、災害時の機能確保の面からも耐震化の必要性があるため、優先的に指導等をしていくものとします。次に指示対象となる幼稚園、保育所、老人ホーム等を優先して指導等をしていくものとします。

指導等は、耐震化の計画が策定されていない建築物及び市町村が重点的に耐震化すべきとした区域の特定建築物を優先していくものとします。

イ 指導、公表の実施

上記の方針により指導等をした建築物が、耐震診断及び耐震改修が行われな
い場合、所有者に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や十分な指導ののち、適切な期間を示して計画の提出を指示するものとします。

また、正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、公表する旨を所有者に通知するものとします。指示に示した期間が経過しても、正当な理由がなく耐震診断及び耐震改修の計画がなされない場合は、公表するものとします。

(2) 公表方法

所管行政庁は、特定建築物の所有者に対して、指導及び助言するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨をホームページ等により公表するものとします。

(指導・助言対象特定建築物)

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数の者が利用する建築物

- ・幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- ・小・中学校等：2階・1,000㎡以上
- ・老人ホーム等：2階・1,000㎡以上
- ・一般体育館：1,000㎡以上（階数要件なし）
- ・その他の多数の者が利用する建築物：3階・1,000㎡以上
- ・危険物を取り扱う建築物（政令により危険物の種類・量を規定）
- ・道路閉塞させる住宅・建築物（政令により一定の高さ以上のものと規定）

(指示・立入検査対象特定建築物)

学校、病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物

- ・幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- ・小・中学校等：2階・1,500㎡以上
- ・老人ホーム等：2階・2,000㎡以上
- ・一般体育館：2,000㎡以上（階数要件なし）
- ・その他の不特定多数の者が利用する建築物：3階・2,000㎡以上
- ・危険物を取り扱う建築物：500㎡以上

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 命令等の実施の方法、考え方

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

地震による建築物の被害の軽減のためには、地域において耐震化対策に取り組むことが重要であり、全ての市町村において地域の実情にあわせた耐震改修促進計画を策定し、耐震改修を促進することが必要です。

また、市町村耐震改修促進計画は、今後国の補助事業を活用するためにも策定する必要があります。特に所管行政庁については耐震改修を指導、指示、公表等をする立場であることから、地域のあるべき耐震改修促進計画を示すことが強く望まれます。

市町村耐震改修促進計画策定に当たっては、基本方針及び本耐震改修促進計画の内容を踏まえつつ、下記項目について記載することが望ましいです。

- 1 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - ・想定される地震の規模、被害の状況
 - ・耐震化の現況
 - ・耐震改修等の目標の設定
 - ・公共建築物の耐震化
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - ・基本的な取組方針
 - ・支援策の概要
 - ・安心して耐震改修できる環境整備
 - ・地震時の総合的な安全対策
 - ・優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
 - ・優先的に耐震化すべき区域の設定
- 3 啓発及び知識の普及に関する事項
 - ・地震ハザードマップの作成・公表
 - ・相談体制の整備・情報提供の充実
 - ・パンフレットの配布、講習会の開催等
 - ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導策
 - ・家具の転倒防止策の推進
 - ・自治会等との連携策・取組み支援策
- 4 所管行政庁との連携に関する事項
- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - ・関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

2 関連団体との連携

県、市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

本耐震改修促進計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整、市町村耐震改修促進計画策定に関する連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

千葉県内にある建築関連団体((一社)千葉県建築士会、(社)千葉県建築士事務所協会、千葉県建築家協会、(一社)日本建築構造技術者協会・千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会)において組織されています。

- 一般社団法人 千葉県建築士会
- 社団法人 千葉県建築士事務所協会
- 千葉県建築家協会 (JIA 千葉)
- 一般社団法人 日本建築構造技術者協会・千葉 (JSCA 千葉)
- 一般社団法人 千葉県設備設計事務所協会

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画について、その妥当性について判断している第三者機関です。

その判断結果は、各所管行政庁の認定判断の参考にされており、速やかな妥当性判断により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

3 その他

本耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

別図・別表

別表 1 法第 5 条第 3 項第 1 号で規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

1. 報告の期限が平成 27 年 12 月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第 2 条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属 中学校（屋内運動場）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立椎名小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立小中台小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 （特別・管理・普通教室棟）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 （普通・特別教室棟）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校（普通・ 特別教室棟）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校（普通教 室棟）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校（普通教 室・給食室棟）	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立寒川小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立仁戸名小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立畑小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立誉田小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立川戸中学校 (特別・管理・普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立川戸中学校 (特別教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立更科中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (普通教室棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立大森小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立松ヶ丘小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立小倉小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千草台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立西小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立高浜第一小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立柏井小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立犢橋中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千城台南中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立みつわ台中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属中学校 (渡り廊下棟)	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセンター 本館・中央棟	病院	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセンター 居住棟	病院	平成27年12月末
銚子市	銚子市役所庁舎	官公署	平成27年12月末
銚子市	銚子市消防本部庁舎	官公署	平成27年12月末
市川市	市川市役所 (本庁舎)	官公署	平成27年12月末
市川市	市川市市民会館	令第2条第22号	平成27年12月末
木更津市	市役所本庁舎	官公署	平成27年12月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
習志野市	第3分団詰所	官公署	平成27年12月末
柏市	柏市民文化会館	官公署	平成27年12月末
柏市	柏市役所本庁舎(高層棟)	官公署	平成27年12月末
柏市	中央公民館	令第2条第22号	平成27年12月末
市原市	市民会館(会議室棟)	官公署	平成27年12月末
市原市	消防局	官公署	平成27年12月末
市原市	五井消防署	官公署	平成27年12月末
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市役所	官公署	平成27年12月末
鎌ヶ谷市	消防本部	官公署	平成27年12月末
鎌ヶ谷市	くぬぎ山消防署	官公署	平成27年12月末
浦安市	堀江中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	北部小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	美浜南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	富岡小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	東海大学付属浦安高等学校・ 同中等部	令第2条第22号	平成27年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎新館	官公署	平成27年12月末
白井市	白井市役所	官公署	平成27年12月末
横芝光町	横芝光町役場	官公署	平成27年12月末

2. 報告の期限が平成28年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
茂原市	総合市民センター	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	少年自然の家	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立八千代台保育園	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立米本南保育園	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立睦北保育園	令第2条第22号	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 別館	官公署	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 第一庁舎	官公署	平成28年12月末
東金市	中央公民館・児童館	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立平岡小学校屋内運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立根形中学校屋内運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町役場中央庁舎	官公署	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館講堂棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館2階棟	令第2条第22号	平成28年12月末
野田市	野田市保健センター	官公署	平成28年12月末
野田市	野田市急病センター	診療所	平成28年12月末
成田市	三里塚消防署	官公署	平成28年12月末

別図1 法第5条第3項第3号で規定する道路

